自動車騒音に係る常時監視

本事務は、自動車騒音対策に資することを目的として、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を評価するもので、「面的評価」の方法により把握するものとされている。面的評価とは、道路端から 50m 以内にあるすべての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数とその割合を把握する方法である。また、評価対象となる道路は原則として２車線以上の車線を有する道路（市町村道は４車線以上の区間）である。

自動車騒音常時監視の結果（令和５年度）

路線名	評価対象住居数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
	戸数	戸数 割合	戸数 割合	戸数 割合	戸数 割合
高速自動車国道	56	55 98.2%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%
一般国道	4,819	4,054 84.1%	660 13.7%	0 0.0%	105 2.2%
都道府県道	15,118	14,781 97.8	140 0.9%	7 0.0%	190 1.3%
全区間	19,993	18,890 94.5%	801 4.0%	7 0.0%	295 1.5%